

【令和5年度】米沢市結婚新生活支援事業費補助金

結婚して新生活をスタートするご夫婦を対象に、住居に関わる費用を補助します！！

補助対象者 以下の①～⑧を満たす新婚夫婦

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に結婚していること
- ②夫婦のいずれかもしくは双方が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ③夫婦の双方が、婚姻日において39歳以下であること。
- ④夫婦の所得額(給与所得控除後の給与収入)の合計が500万円未満であること。
(夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額を所得から控除します。)
- ⑤夫婦の双方が、市町村税を滞納していないこと。
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦夫婦の双方又は一方が、本市が指定する結婚支援セミナーを受講すること。
- ⑧夫婦または世帯構成員が暴力団員等でないこと。

補助対象経費 結婚を機に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った次の費用

- ①住宅取得費用(取得した建物の購入費、新築・増改築(リフォーム等)の場合の工事請負費)
※土地の購入費用は対象外
- ②新規住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料に限る。)
※勤務先から住宅手当支給されている場合は、その分を差し引いた額
- ③引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用に限る。)



補助金額 対象となる経費の合計額で、上限は以下のとおり。

夫婦ともに29歳以下の場合…上限60万円
上記以外の場合……………上限30万円

申請方法 以下の必要書類を添えて、令和6年3月11日までに申請してください。

- ①戸籍全部事項証明書
- ②夫婦の住民票の写し
- ③所得証明書(最新年度のもの)
- ④納税証明書(最新年度のもの)
- ⑤貸与型奨学金の年間返済額が確認できるもの(該当する場合のみ)
- ⑥住宅取得もしくは、リフォームに係る契約書の写し(新規住宅取得・リフォームの場合)
- ⑦住宅の賃貸借契約書の写し(新規住宅賃貸の場合)
- ⑧住宅手当等支給証明書(市指定様式あり)もしくは、対象全月の給与明細等の写し
- ⑨対象経費の領収書等

予算上限に達した場合には、受付を終了しますのでお早目に申請ください！！

他に、申請書(市指定様式)等も必要になります。詳しくはお問合せください！！

問い合わせ先・申請先

米沢市役所3階5番窓口 地域振興課若者支援担当
電話 0238-22-5111(内線2811・2812)